

赤穂市立赤穂西小学校いじめ防止基本方針

【策定方針】

- いじめ防止対策推進法を踏まえ、兵庫県いじめ防止基本方針、赤穂市いじめ防止基本方針及び赤穂市いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会最終提言書をもとに、本校がいじめに対峙する基本的な方向を明示
- 教育活動全体を通じた豊かな心の育成を踏まえ、本校のいじめ対応策を整理

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの防止に関する基本的な考え方

1 いじめの基本認識

「いじめ」とは一定の人間関係にある児童生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- ②人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③大人には気づきにくい所で行われ、発見しにくい。
- ④多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。

2 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けて、次の4点を基本的な方向として、教育活動全体を通じて取り組む。

- ①自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。（個の成長）
- ②児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。（豊かな人間関係）
- ③いじめ問題に組織的に取り組む。（組織的な取組）
- ④いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。（いじめの問題への理解）

Ⅲ いじめの防止等に関する学校の取組

いじめの防止等に関する基本的な考え方を教職員間で共通理解した上で、いじめを克服するために、以下のことに取り組んでいく。

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会を設置し、組織的な取組を推進する。

- ①学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ②いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③いじめに関して児童・保護者・地域に対する意識啓発
- ④いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥いじめの情報があったときの迅速な対応
- ⑦取組についてP D C Aサイクルによる検証・改善

【いじめ防止対策委員会】

校長，教頭，教育計画，生徒指導，特支コーディネーター，教育相談，養教，低・中・高学年代表

【具体的な取組・留意事項】

- ・校務分掌の中に明確に位置づける
- ・委員会を学期末に定期的に実施する
- ・必要なときは委員会を随時実施し、迅速にかつ組織的に対応できるように全体を調整する
- ・校内研修を企画・運営し、いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発に努める
- ・いじめ防止基本方針及び委員会が実効性を持って機能しているかその都度検証し、改善を行う

2 いじめの未然防止

「個の成長」を高め、「豊かな人間関係」を育むことにより、自他を大切にす児童を育成し、いじめの未然防止を図る。

(1) 教師力の充実

- ①「居場所」がある授業、「自尊感情が高まる」授業の創造
- ②道徳教育・人権教育の充実
- ③児童の気持ちの理解を基盤とした「開発的生徒指導」の実施

(2) 学級や学年の仲間づくり

- ①課題を持つ児童を取り込んでいく仲間づくり
- ②安心して発言できる学級づくり

- ・校内授業研究会を充実させ、全員が公開授業を実施する
- ・授業が分かる手だてを追究する
- ・禁止ではなく奨励による指導を、ブロック朝会で学年部に応じて実施する
- ・授業，学級活動，なかよし班（縦割り班）活動を通して仲間づくりを進める

(3) 児童力と主体性の向上

- ①児童の主体的な手だてによる、いじめを許さない学校文化づくり
- ②児童と教職員が協働して目標を実現

・「西小ともだち憲章」の啓発活動と実践を進める

(4) 児童や学級の状況の把握

全教職員による児童の状況把握と情報交換

・児童及び学級の状況についての情報交換を定期的に行う

(5) 校内研修の充実

いじめ防止基本方針の共通理解の徹底及び事例研究等による教職員の対応能力の向上

・計画的に校内研修を実施し、いじめ防止に向けた組織的な対応について共通理解をする

(6) 教職員が児童と向き合う時間の確保

場を共有することにより、児童との信頼関係を高める

・休憩時間や給食の時間には児童の中に入って、積極的に関わる
・学校業務改善の推進により時間を捻出する

3 早期発見

日頃から児童の観察や信頼関係の構築に努め、いじめの早期発見を図る。

(1) 教職員の対応能力の向上

- ①教職員の人権感覚の向上
- ②共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上

・人権感覚やカウンセリングマインド向上の校内研修を行う

(2) 日常的な実態把握

- ①日常の児童観察
- ②定期的なアンケート調査による情報収集

・学校業務改善を推進し、児童と向き合う時間を確保する
・いじめに関するアンケートを毎月実施する

(3) 相談しやすい環境づくり

- ①児童や保護者との信頼関係づくり
- ②関連機関との連携

・生活点検表や連絡帳で情報交換を行い保護者と連携を保つ
・スクールカウンセラー、青少年育成センターと連携を図る

4 早期対応

いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。

(1) いじめへの組織的対応

- ①いじめを受けた、またはいじめを知らせた児童の安全を確保
- ②当事者、周囲の児童から事情を聞き取り、正確に実態を把握

・管理職への迅速な報告を日頃から実施する
・いじめ防止対策委員会を早急に開く
・担任や一部の職員だけに任せるとは絶対にしない

- ③指導方針，役割分担を明確にして，教職員が連携協力して児童や保護者に対応
- ④事案に応じて教育委員会，関連機関と連携

(2) いじめを受けている児童及び保護者への支援

- ①いじめを受けている児童を守る
心配や不安を取り除く
- ②保護者と面談し，事実関係や指導方針を伝え，今後の対応を協議
- ③継続的に指導を行い，保護者に対して経過を報告

(3) いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言

- ①人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導
- ②いじめが非人道的行為であることや，いじめを受けている側の気持ちを認識させる
- ③保護者と早急に面談し，事実関係や相手の児童・保護者の心情を伝え，今後の取組について共有

(4) 周囲の児童への指導

- ①学級及び学年，学校全体の問題として，毅然とした指導
- ②いじめの「傍観者」から，いじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導

(5) 教育委員会・関連機関との連携

- ①速やかに教育委員会へ報告
- ②必要に応じて関連機関へ支援を依頼

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ①情報モラルに関する教職員の指導力向上
- ②児童に対し，情報モラル教育の実施
- ③警察等，専門機関と連携した指導や対応
- ④保護者に対する，インターネット利用に伴う危険性，健全な判断能力育成を図る責務等の周知

- ・実態を全教職員で共通理解する
- ・指導方針，全教職員の役割分担を決定し組織的に対応する
- ・児童や保護者の気持ちを共感的に受け止める
- ・事実関係を整理し，保護者の要望も尊重した上で今後の対応について保護者と確認する
- ・児童の様子について，情報を継続的に学校と保護者で共有する
- ・いじめを行っている児童からも気持ちや状況を十分聴き取り，背景にも注目する
- ・形式的な謝罪で終わらせない
- ・当事者間で争いが起こらないように正確な情報を共有し，丁寧に対応する
- ・集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように継続的に指導する
- ・迅速な報告，連絡，相談を行う
- ・講師招聘による研修会や授業を実施する
- ・授業で情報モラル教育を行う
- ・書き込みや画像の削除等の対処の仕方を研修する
- ・学級懇談会で啓発を図る

6 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

- ①学校いじめ基本方針にもとづく取組の啓発
- ②学校運営協議会で啓発

(2) 家庭や地域からの協力

- ①家庭や地域の気づきの共有
- ②地域全体での子どもの見守り運動

- ・学級懇談会や学校運営協議会で啓発を図る
- ・学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する
- ・コミュニティ・スクール活動として、学校・家庭・地域が一体になって取組を推進する

IV 重大事態への対処

【重大事態】

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

1 学校の設置者又は学校による調査

学校とその設置者がしっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止を図るために調査する。

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。

(1) 学校が調査主体の場合

- ①学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施
- ②委員は専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者が調査主体の場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

2 再調査及び結果を踏まえた措置

- ①再調査
- ②再調査の結果を踏まえた措置

V いじめ防止等の検証及び見直し

- この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、PDCAサイクルで取組を進め、必要な見直しを行う。